

学生各位

学生担当副学長  
太田 圭

## 茨城県独自の非常事態宣言の解除に伴う課外活動の取扱いについて

活動制限が続く中、皆さんの感染拡大防止対策へのご協力に感謝いたします。

さて、茨城県独自の「非常事態宣言」が9月19日までで解除されることに伴い、本学の課外活動については以下のとおりとします。なお、国の緊急事態宣言は9月30日まで継続していますので、引き続き、基本的な感染拡大防止対策の徹底もお願いします。

◆本学での感染例：マスク未着用、会食（個人宅、レストラン等）、カラオケ、部屋に集まったのゲーム など

※網掛け部分が前回副学長通知からの主な変更箇所。

### 1. 自粛を要請する期間：9月20日（月）から9月30日（木）まで

\* 緊急事態宣言が延長された場合は本期間も延長します

### 2. 自粛を要請する活動：学外における団体活動について自粛を要請します

○学内施設での活動については、以下の全ての感染拡大防止策を遵守することを条件に認めます

- ・顧問教員が責任を持ち、感染防止対策を確実に指導・実行すること
- ・可能な限り、ワクチン2回接種またはPCR検査等により陰性を確認した上で活動すること
- ・短時間での活動とすること
- ・学内施設のみでの活動であること
- ・団体構成員のみの活動であること（学外者と接する活動は自粛）

### 3. 特例措置の対象の活動

○学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加（公式戦・各種大会等）

\* 「学生団体学外行事届」を提出すること。なお、宿泊を伴う場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

\* 大会等が開催される自治体の要請（県境を越える移動の制限等）に従うこと。

### 4. その他

令和3年9月16日付副学長通知「緊急事態宣言発令継続に伴う直近の課外活動について」に該当する場合は、別途、学生生活課課外教育担当までご連絡願います。

○[「緊急事態宣言発令継続に伴う直近の課外活動について」](#)

※茨城県からの要請（R3. 9. 16付）

#### ○部活動の制限

- 部活動は、平日2時間以内、休日原則禁止（大会開催の2週間前から、休日も3時間以内の活動可）
- 他校との練習試合、合宿等は自粛
- 県内大会は、主催団体に延期又は中止を要請

〔参考〕

○[「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)

○[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当  
Tel：029-853-2248、2247  
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp